

裾野市広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、裾野市広告掲載要綱(平成23年告示第143号)の規定に基づく広告掲載を行う場合の基準について、必要な事項を定めるものとする。

(個別の基準)

第2条 この基準に定めるもののほか、広告媒体の種類に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合には、別に基準を定めるものとする。

(広告できない業種又は事業者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で規定する風俗営業を行う業種又はこれに類する業種
- (2) 消費者金融業
- (3) たばこ、ギャンブルに関する業種
- (4) 法律に定めのない医療類似行為を行う業種
- (5) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続き中の事業者
- (6) 各種法令等に違反している事業者
- (7) 合併前の事業者の代表者等が各種法令等に違反することとなった事業者
- (8) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (9) 占い及び運勢判断に関する事業者
- (10) 納税義務のある国又は地方公共団体に対し滞納のある事業者
- (11) 前各号に掲げる業種又は事業者以外で、市長が広告掲載をすることがふさわしくないと認めるもの

(掲載内容の基準)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は掲載しない。

- (1) 社会通念上適切でないもの
 - (2) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点からして適切でないもの
 - (3) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
 - (4) 各業界団体の自主基準に定める表示項目を適切に表示していないもの
 - (5) 前各号に掲げるもの以外で、市長が広告掲載をすることがふさわしくないと認めるもの
- 2 前項に定めるもののほか、広告掲載に関する基準は、別途定める。

附 則

この基準は、平成23年11月14日から施行する。

裾野市ウェブ広告技術基準

(趣旨)

第1条 この基準は、裾野市のウェブページへの広告掲載に関し、ページデザイン及びユーザビリティを保持するために必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及びリンク先の基準)

第2条 市のウェブページに掲載する広告はバナー広告とし、広告のデザイン及びリンク先のウェブページの内容についても裾野市広告取扱要綱その他に定める基準を適用する。

2 ウェブページを集合し広告主以外の情報提供することを主たる目的とするウェブサービスであって、要綱その他に定める基準に反する内容を取り扱うものに関する広告は掲載しない。

(広告の規格及び掲載位置)

第3条 広告の規格は原則として次のとおりとし、掲載するページ及び位置は市が指定する。

- (1) 大きさ 縦 60 ピクセル×横 150 ピクセル
- (2) 形式 GIF(透過 GIF 不可)、JPEG、PNG
- (3) データ容量 15 キロバイト以下

(禁止表現)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告、利用者の意思に反した動作をしたり、利用者に誤解を与えたりする恐れがあるため、禁止する。

- (1) 「閉じる」「はい」「いいえ」「キャンセル」など、操作手順を模した表現
- (2) アラートマークを模した表現(注)
- (3) ラジオボタンを模した表現
- (4) テキストボックスを模した表現
- (5) プルダウンメニューを模した表現(注)
- (6) GIF アニメーションや点滅などの動きのあるものなど(注)

(市のウェブサイトとの区別)

第5条 次の表現については、利用者が市のウェブサイトのコンテンツの一部であるかのように混同する恐れがあるため、禁止する。

- (1) 市のウェブサイトと類似の色調及び字体を使用するもの
- (2) 市の実施する事業者と類似する表現

(色調)

第6条 文字色と背景色の明度差(コントラスト)は十分に取、また背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周囲を縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

(解像度)

第7条 文字やイラストなどの解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。文字の大きさは12ピクセル以上とすること。

(ウェブアクセシビリティへの配慮)

第8条 日本工業規格 JIS X 8341-3:2016 及び総務省「みんなの公共サイト運用ガイドライン(2016年版)」に基づき、高齢者・障がい者などを含め、誰でも閲覧できるようウェブアクセシビリティに配慮しなければならない。

附 則

この基準は、平成23年11月14日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年12月1日から施行する。ただし、改正前の裾野市ウェブ広告技術基準の規定に基づき作成された広告は、施行日から4か月間は改正後の同基準第3条第1号、第7条及び第8条を適用しない。

(注)

● アラートマーク

ユーザの操作に対し、注意を促したり、警告を与えたりするために表示されるメッセージ。三角の中に「！」が入っているようなマークで、パソコンのシステムが表示する警告の表示と紛らわしい。

● プルダウンメニュー(ドロップダウンメニュー)

ウインドウズ、マック OS などの操作画面で、メニューから項目を選択する方式の一つ。メニューのタイトル部分にマウスカーソルをあわせて、ボタンをクリックすると、そこから選択項目の一覧が引き出されたように垂れ下がってくる表示の方法。

● GIF アニメーション

複数枚の画像をコマ送りに表示させる仕組み(画面が動くように表示される)。